

報告第6号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成29年12月 8日提出

みやき町長 末 安 伸 之



専決処分第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり
専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年 9月14日

みやき町長 末安伸 之



和解及び損額賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損額賠償の額を決定するものとする。

1 和解の相手方 略

2 事案の概要

平成 29 年 8 月 12 日午後 4 時 40 分頃、みやき町大字白壁 2789 番 1 地先の町道白石石貝線を南から北へ走行中、町道に穴（窪み）があることに気付かずに通過した際、自動車の左前のタイヤがパンクした事故である。

本件は、町道における管理の瑕疵に起因し発生した事故であり、町が相手方の損害額を負担することにより示談しようとするもの。

3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として 9,057 円を支払う。